



## Chapter 6

# 第6章 景観まちづくりの 推進に向けて

## 第6章 景観まちづくりの推進に向けて

### 1 景観まちづくりの考え方

#### (1) 協働による景観まちづくりの考え方

**市民、事業者、観光客、行政など、  
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。**

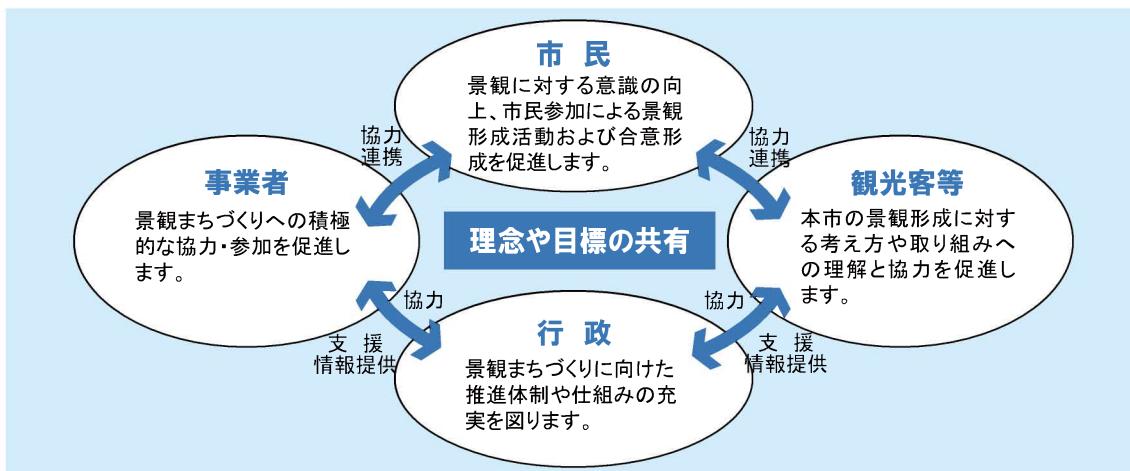
「景観まちづくり」とは、自分たちが生活する地域の景観について、その魅力を再認識し、市民・事業者・観光客・行政等が協働して良好な景観の維持保全を図るとともに、新たに美しい魅力的な景観を創り出し、景観の魅力をまちづくりに活用するなど、景観の向上を中心としたまちづくりの様々な取り組みのことをといいます。

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や道路や建物等をつくる事業者、観光客等の来訪者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人一人が笛吹市の財産である景観の価値や魅力を改めて認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を認め合い、できるところから一歩一歩着実に進めて行くことが必要です。

先人から受け継いだ笛吹市固有の風景を守り、より美しく活き活きとしたものに育てていくため、市民、事業者、観光客、行政など、多様な人々の合意形成と協働による「景観まちづくり」を推進していきます。

#### ■協働による景観まちづくりの考え方



#### ■市民、事業者、観光客、行政の役割

##### ■ 市民は……

市民については、一人一人が景観に対して理解を深めるとともに、自分たちの住む地域をもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、自発的に進めていく市民主体の景観まちづくりや合意形成を促進します。

##### ■ 事業者は……

建設に係わる事業者はもちろん、工業、商業、林業、観光等に係わる事業者についても、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与していることから、本市が取り組む景観形成への協力・参画を促していきます。

##### ■ 観光客等は……

本市に訪れる観光客をはじめ、多様な目的をもった来訪者については、本市の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力、マナーの向上を促していきます。

##### ■ 行政は……

「景観計画」に基づき、啓発活動や情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観まちづくりに関する施策の推進を図ります。

## (2) 協働による景観まちづくりの推進体制

今後の良好な景観形成を図るため、本市では、下記のような市民・事業者、観光客等、行政の協働体制を確立し、相互の適切な役割分担と協力により、景観まちづくりの推進を図ります。

### ■ 笛吹市における推進体制のイメージ

#### ■ 市民・事業者は…

- ・景観形成重点地区ごとの住民組織である「景観まちづくり懇談会」と、任意の活動団体である「景観形成活動団体」を中心に景観形成に取り組みます。
- ・また、必要に応じて、「景観アドバイザー」や「景観サポート」の派遣を依頼し、助言や指導を受けます。
- ・景観まちづくりに際して、問題や課題が生じた場合は、「(仮称) 景観協議会」において、関係者の間で協議・調整を図るものとします。

#### ■ 観光客等は…

- ・二地域居住者、別荘所有者等は市民に準じた役割を担います。
- ・観光客をはじめ、その他の多様な来訪者は、市民の景観形成の取り組みを理解し、マナーの向上に努め、イベント等への参画や交流などを通じて景観形成の取り組みと地域活性化の好循環を生み出すよう協力していくこととします。

#### ■ 行政は…

- ・市民や事業者等に対する支援や助成、相談や情報提供、行為の届出手続き等を所管する「行政窓口」と、市として一貫した考え方で景観づくりを牽引するため、その連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な「庁内協議組織」を中心に、景観行政を推進します。
- ・自ら行う公共事業を通して景観形成の先導的役割を果たします。
- ・「景観審議会」では、景観計画の策定および変更、景観条例の制定および変更、景観重要な公共施設や景観重要な樹木の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など本市の景観行政に関わる事項を審議します。

